

第一片

領収済通知書

国庫金
厚生保険

年度	年金特別会計	厚生労働省所管	取扱行番号	取扱行名					
元本年月 年 月 分	制 度 番 号 コ ー ド	事 務 所 コ ー ド	①	②	③	④	⑤	⑥	
納入告知書(納付書)発行年月日 令和 年 月 日	業務勘定 健康保険料に係る延滞金	業務勘定 厚生年金保険料に係る延滞金	業務勘定 子ども・子育て支出金に係る延滞金	収納区分	収納月日	出力指示			
年 月 日から 年 月 日までの延滞金	うち証券受領	証券受領	延滞金合計額			年度			
事業所整理記号	事業所番号	全部	一部	千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円			厚生労働省所管 年金特別会計		
納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店 又は日本年金機構〇〇年金事務所	(住所)			上記の合計額を徴収しました。 (領収日付等)					
あて先 歳入徴収官	(氏名)			殿					
(所在地)	担当課			翌年度5月1日以降現年度歳入組入					

この通知は、納入告知書納付書ですが、納付目的健康保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て支出金に係る延滞金に提出してください。

第二片

告 領 収 控

国庫金
厚生保険

年度	年金特別会計	厚生労働省所管	取扱行番号	取扱行名	
元本年月 年 月 分	業 務 勘 定 健康保険料に係る延滞金	業 務 勘 定 厚生年金保険料に係る延滞金	業 務 勘 定 子ども・子育て支出金に係る延滞金	納付目的 健康保険料 厚生年金保険料 子ども・子育て支出金 に係る延滞金	
納入告知書(納付書)発行年月日 令和 年 月 日	延滞金の 計算方法	健康保険法第181条、同法附則第9条、 厚生年金保険法第87条、同法附則第17条の14、 子ども・子育て支援法第71条			
年 月 日から 年 月 日までの延滞金	うち証券受領	証券受領	延滞金合計額		
事業所整理記号	事業所番号	全部	一部	千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円	
納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店 又は日本年金機構〇〇年金事務所	殿			上記の合計額を徴収しました。 (領収日付等)	
延滞金の 計算方法	殿			翌年度5月1日以降現年度歳入組入	

この通知は、納入告知書納付書ですが、納付目的健康保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て支出金に係る延滞金に提出してください。

第三片

納入告知書 納付書・領収証書

国庫金
厚生保険

年度	年金特別会計	厚生労働省所管	取扱行番号	取扱行名	
元本年月 年 月 分	業 務 勘 定 健康保険料に係る延滞金	業 務 勘 定 厚生年金保険料に係る延滞金	業 務 勘 定 子ども・子育て支出金に係る延滞金	納付目的 健康保険料 厚生年金保険料 子ども・子育て支出金 に係る延滞金	
右記の金額をたがらに 納付してください。	延滞金の 計算方法	健康保険法第181条、同法附則第9条、 厚生年金保険法第87条、同法附則第17条の14、 子ども・子育て支援法第71条			
年 月 日から 年 月 日までの延滞金	うち証券受領	証券受領	合計額		
事業所整理記号	事業所番号	全部	一部	千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円	
納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店 又は日本年金機構〇〇年金事務所	殿			上記の合計額を徴収しました。 (領収日付等)	
延滞金の 計算方法	殿			翌年度5月1日以降現年度歳入組入	

この通知は、納入告知書納付書ですが、納付目的健康保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て支出金に係る延滞金に提出してください。

備考

別紙第4号の4書式の備考は本書式に準用する。この場合において、別紙第4号の4書式の備考3中「勘定別保険料額」とあるのは「延滞金額」と読み替えるものとする。